

令和8年3月泉南市農業委員会定例会

令和8年3月6日 午後1時30分
あいびあ泉南 2階 会議室3

・出席委員

(農業委員)

| | | |
|-------|-------|-------|
| 山下 博 | 岩本 和夫 | 奥田 清 |
| 宮内 栄作 | 東 和宏 | 伊藤 喜久 |
| 池上 安夫 | 森谷 豊 | 南 直樹 |
| 上野 寛治 | 立道 智恵 | 湊 聡美 |

(推進委員)

| | | |
|-------|------|-------|
| 松本 一美 | 宮下 明 | 向井 彰一 |
| 戎野 繁 | 太佐 博 | |

・欠席委員

(推進委員) 西浦 賢二

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和8年3月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、全員出席しておりますので会議は成立いたします。推進委員については、西浦委員がまだお見えになっておりませんので、現在の出席は5名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事となっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 皆さん、お疲れ様でございます。また、大変お忙しい中、泉南市農業委員会3月定例会にお集まりいただきましてありがとうございます。

さて、皆様ご存じのとおり、中東地域では大変な事態が起こっております。アメリカとイスラエルがイランへの攻撃を開始しました。恐らくイランの核武装化を阻止する目的かと思われます。攻撃の当初に、イランの最高指導者ハメネイ師がアメリカとイスラエルの攻撃により亡くなった為、イラン側の反撃が大変激しく、周辺各国にあります、米軍基地がミサイルでの報復攻撃の的となりました。また、この情勢を鑑みて懸念されるのは、ペルシャ湾とインド洋を結ぶ海峡、ホルムズ海峡が封鎖

会長 されますと、湾岸諸国の原油が世界中に出回らなくなり、非常に大きな影響が及ぶ事です。日本も例外ではありません。我々、農業者にとりましても重油や軽油、当然ガソリンの値上がりや、肥料の価格にも直結いたします。それに加え、「有事のドル」とも言われ、さらに円安に振れる可能性もあります。高市総理が今月中にはアメリカのトランプ大統領と会談予定ですが、早期に解決をしていただきたいと思っております。幸いな事に、日本の原油の備蓄は約254日分(約8ヵ月)を備えているという事です。しかし、いずれにしても早期の解決をお願いしたいと思っております。

次に、先月2月4日に大阪府農業会議の会長、副会長が大阪府庁を訪れ、環境農林水産部長に対して「令和8年度大阪府農業施策に関する意見書」を手渡して意見交換をしております。これは大阪農業時報一面に掲載されておりますのでご一読ください。

また、今月23日には大阪府農業会議の総会の後、新たに設立されます、大阪農業委員会女性協議会の設立総会が開催されます。本市農業委員の立道委員が準備委員の一員として名を連ねております。農業委員会女性協議会では摂津・河内・泉州それぞれの地区で1名ずつ副会長が設けられるのですが、総会で承認されますと、立道委員が泉州地区の初代副会長に就任予定です。女性の活躍に期待したいと思います。

さて、本日は議案が2件、報告案件が2件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、7番 伊藤委員、8番 池上委員をお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会長 それでは、令和8年議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和8年議案第2号7件について朗読する。令和8年議案第2号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告させていただきます。No. 1からNo. 3につきましては、地区担当委員がおりませんので、事務局より報告させていただきます。全筆とも綺麗に除草され、管理されている事を確認いたしました。

続きまして、No. 4につきましては、〇〇委員お願いいたします。

〇〇委員 報告させていただきます。全筆とも鋤いておりますので問題ないと思います。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 5については事務局より報告させていただきます。遊休農地を確認しました。

続きまして、No. 6、No. 7につきましては、〇〇委員お願いします。

〇〇委員 何ら問題ないかと思えます。

事務局 ありがとうございます。議案第2号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1からNo. 3につきましては、4筆が一体化しています。No. 2とNo. 3の特定生産緑地については、譲渡人が87歳と高齢であり、後継者もおらず、近隣の農地を所有されている譲受人が引き取る事となりました。No. 2の譲受人はNo. 1も譲り受け、米を植えるとの事です。No. 3の譲受人は花卉を栽培されるとの事です。

続きましてNo. 4につきましても、10筆が一体化しております。譲受人は、経営農地は無いものの、一定の農業経験はあるとの事です。当該地は全筆農用地であるため、農業以外に使用することはできませんので、10筆もの農地を譲り受けた以上は、今後がんばって青ネギ等を耕作し、出荷していただきたいと思えます。

続きましてNo. 5につきましては、既にフォレストモールの店舗用地として5条転用許可がおりていますが、譲渡人の意向で、工事が着工し、地目変更される前に娘さんに生前贈与したいとの事で今回の申請となりました。

続きましてNo. 6とNo. 7につきましては利用権設定です。被設定人は、本日の報告第7号「農用地利用集積計画の延長」の4番にもあ

事務局 るため、法人名をご存知の方も多いと思いますが、新家上村地区で農地を借りて、玉ねぎの栽培を行っている法人であり、今回は上村以外で初となる下村地区で3筆を農地法3条での利用権設定を行い、玉ねぎを耕作する事となりました。

会 長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の並びに各地区担当委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 No. 6とNo. 7については利用集積に代わる貸借でしょうか。中間管理機構を通さない形の貸借という事ですね。

事務局 はい、そうです。

会 長 これらの設定期間の管理というのはどのようなのですか。期間が終了した後に問題が起こってはいけませんので。事務局で管理するのですか。

事務局 はい。農地法3条での利用権設定では利用集積の延長とは違い、期間が終了すれば再度、申請していただく必要があります。今後、こういったケースも増えてくるかと思しますので、期間の終了日については事務局で管理していきます。

会 長 よろしいですか。他に質問等ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第2号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第2号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きます。令和8年議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和8年議案第3号2件について朗読する。議案第3号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け、申請地の隣地にある野菜加工等を行う法人の事業拡大に伴い、専用の自動車整備工場の配送トラック駐車場および従業員駐車場として転用し法人に賃借するものです。

No. 2につきましては、わずか10㎡だけ工事の作業スペースが足りないとの事で、来年12月末まで申請地を貸借し、作業ヤードとして一時転用する事となりました。

会 長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 No. 1の譲渡人につきましては、まったく耕作されておりませんでした。農地としては状態も悪く、転用については止む無しかと思います。

会 長 よろしいですか。他に質問等ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第3号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第3号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和8年報告第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の延長について」を議

会 長 題といたします。事務局より報告事項の説明を求めます。

事 務 局 令和8年報告第7号6件について朗読する。設定地につきましては、先日、事務局と各地区委員とで現地確認を行っておりますので、報告させていただきます。

No. 1につきましては、事務局が現地確認を行い、クリスマスローズや紫陽花の栽培していました。

No. 2につきましても、事務局が現地確認を行い、①番は玉ねぎ、②番は畝立てをしていました。

No. 3につきましては、〇〇委員と現地確認を行い、全筆青ねぎの耕作をしていました。

No. 4、No. 5、No. 6につきましては、中間管理機構を通しての10年契約であり、今月末で設定期間が終了するとの事で、今回の届け出となりました。

No. 4につきましては、〇〇委員と現地確認を行い、全筆玉ねぎの耕作をしていました。

No. 5、No. 6につきましては、現地確認を行ったところ、現在何も植え付けされていない遊休農地の状態でしたので、契約を延長するならばこの状態を解消する必要があると、みどり公社に連絡するつもりです。また、本日、被設定人と面談したところ、耕作を再開するとおっしゃっていましたので、様子を見ていきたいと思えます。

会 長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 有償の賃料設定はどのようにするのですか。

事 務 局 中間管理機構から決定された賃料の通知が届きますので、決め方についてはわかりません。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。

特に質問がないようですので、以上で報告第7号を終了します。

会 長 続きまして、令和8年報告第8号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を議題といたします。事務局より報告事項の

会 長 説明をお願いします。

事 務 局 令和8年報告第8号1件について朗読する。報告第8号について事務局より作付け状況について報告させていただきます。先日、〇〇委員と現地確認を行いました。全筆米跡を確認しましたので問題ありません。

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に質問がないようですので、以上で報告第8号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職 務 代 理 どうもご審議ありがとうございました。これをもちまして3月定例会を終了させていただきます。次回の定例会につきましては、4月3日(金)場所は、あいびあ泉南 2階 会議室3です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時02分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和8年3月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____